

年 月 日

様

鳥取県知事

印

手話検定・通信講座受講等助成金交付決定及び交付額確定通知書

平成 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった手話検定・通信講座受講助成金（以下「本助成金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本助成金の対象事業は、「手話検定・通信講座受講等助成金」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本助成金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 円

3 交付額の確定

本助成金の確定額は、交付決定額のとおりとする。